

特別会計介護保険事業費繰出金 低所得者保険料軽減の内容

健康福祉部介護保険課

○事業の内容

低所得者保険料軽減については、介護保険法の改正により、2015年度から介護保険事業費の通常の公費負担分とは別枠で公費が投入され、保険料の第1段階となる低所得者を対象とする負担軽減が図られています。

この措置は、現在も継続して実施していますが、本年10月の消費税率10%への引上げに合わせて、さらに軽減強化を行うこととなり、負担軽減の対象を第3段階にまで拡大されることが予定されています。

○対象者（推計）

第1段階 12,000人（非課税世帯で本人の課税年金収入等80万円以下、生活保護受給者等）

第2段階 4,800人（非課税世帯で本人の課税年金収入等80万円超、120万円以下）

第3段階 4,500人（非課税世帯で本人の課税年金収入等120万円超）

○国・県の負担

国：1/2、県：1/4、市：1/4

○今後のスケジュール

政令が公布され次第、軽減保険料額の条例改正を行い、来年度の介護保険料決定通知に反映することとしています。